



市内の訪問介護事業所の経営を支援します

介護保険サービスである訪問介護事業の基本報酬が令和 6 年度に引き下げられたことを受け、市内訪問介護事業所の経営安定化に向けた支援として、基本報酬引き下げによる減収分を支援金として給付します。

この支援策は、岩手県内で初めての取組みであり、在宅生活を希望する方々が安心して訪問介護サービスを利用できるよう花巻市が独自に実施するものです。

1 背景と目的

令和 6 年度介護報酬改定により、介護サービス全体で基本報酬が 1. 5 9 % 引き上げられましたが、訪問介護については他のサービスと比較して収益率が高いという理由で基本報酬を 2 ~ 3 % 引き下げられました。

さらに、近年の人件費や物価の高騰が重なり、全国的に訪問介護事業所の倒産や休廃止は過去最多となり、花巻市でも令和 6 年度末で 2 事業所が廃止となっています。本報酬の引下げにより、賃金改善やヘルパーの雇用確保は困難な状況であり、在宅生活を希望する要介護者やその家族を支える訪問介護サービスを維持するためには、支援の強化が必要な状況です。

国は、令和 9 年度の次期報酬改定に向けた検討の中で、訪問介護の実態をより詳細に把握するための調査を行う方針ですが、市では、次期報酬改定を待つことなく緊急的な支援が必要であると判断し、市内訪問介護事業所の経営安定化に向けた支援として、基本報酬引き下げによる減収分を支援金として給付します。

2 支援の概要

【対 象】花巻市内の指定訪問介護事業所 2 1 事業所

【対象期間】令和 7 年 4 月サービス提供分から令和 8 年 1 月サービス提供分まで

【支援内容】対象期間における基本報酬引下げによる減収分を支援金として給付

【受付期間】令和 7 年 1 0 月から令和 8 年 3 月中旬頃まで（予定）

【受付方法】事業所から毎月申請をいただき、国保連（介護給付費審査支払機関）からの訪問介護サービス提供回数等の審査結果と申請内容とを突合・審査し、事業所の指定口座へ毎月振込。（予定）

3 支援金の概算

令和 6 年度に各訪問介護事業所が提供したサービス内容に基づいて、市が支払った給付実績の基本報酬単位数を報酬改定前の単位数に置き換えて試算したところ、市内 2 1 事業所において令和 6 年 4 月から令和 7 年 1 月までの 1 0 か月間で約 7 7 0 万円の減収が生じたという結果となりました。

支援金の額については、令和 7 年度の毎月の訪問介護サービスの提供回数等により変動しますが、1 事業所あたり 2 万円から 1 1 3 万円の支援を見込んでいます。